

消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件

○厚生労働省告示第七十四号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第七条第四号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>(保険会社に準ずる者)</p> <p>第一条 消費生活協同組合法(以下「法」という。)第十条第二項に規定する厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者は、外国保険会社等(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。)とする。</p> <p>(組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業)</p> <p>第一条の二 消費生活協同組合法施行規則(以下「規則」という。)</p> <p>(第七条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる事業(第二号及び第三号に掲げる事業にあつては、行政庁が地域の実情を勘案して、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が当該事業を行うことが適当であると認めるものに限る。)</p> <p>一 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業</p> <p>二 前号に掲げるもの以外のガスを供給する事業</p> <p>三 電気を供給する事業</p> <p>(労働金庫共済募集制限先に該当しないもの)</p> <p>第二条 規則第十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七 (略)</p>	<p>(保険会社に準ずる者)</p> <p>第一条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。)第十条第二項に規定する厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者は、外国保険会社等(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。)とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(労働金庫共済募集制限先に該当しないもの)</p> <p>第二条 消費生活協同組合法施行規則(以下「規則」という。)第十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七 (略)</p>